

札幌市高齢者健康寿命延伸検討委員会設置要綱

（令和5年4月18日）
保健福祉局長決裁

（目的）

第1条 高齢者の健康寿命の延伸に向けて、高齢者が多様な社会参加や健康づくり等を通じた楽しみながら活動できる仕組みを検討することを目的として、札幌市高齢者健康寿命延伸検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の仕組みの方針・方法に関して必要な事項を協議する。

（構成）

第3条 委員会は、学識経験者その他高齢保健福祉部長が適当と認める者等のうちから市長が委嘱する者をもって組織する。

（設置期間）

第4条 委員会の設置期間は、委員が委嘱を受けた日から令和6年3月31日までとする。

2 委員は、検討審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の招集）

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、公開とする。

（謝礼）

第7条 委員に対しては、検討会議1回の出席につき謝礼として12,500円を支給する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、保健福祉局高齢保健福祉部調整担当課において行う。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、高齢保健福祉部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
(準備行為)
- 3 第3条の規定による委員会の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
(最初の委員会の招集)
- 4 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。